

京都市消防局訓令乙第15号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第9条第1項中「訓令甲，訓令乙，」を削る。

附 則

この訓令は，平成30年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)